

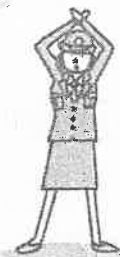
5月は自転車月間です！＜令和7年5月1日から5月31日まで＞

令和6年11月に改正道路交通法が施行され、自転車の危険な運転に対する罰則が整備されました。

今一度、自転車のルールについて再確認し、安全に利用しましょう！

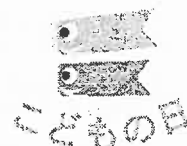
＜代表事例＞

- ・ 運転中のながらスマホ
（スマートフォンを手にして、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為）
- ・ 酒気帯び運転及び補助
（自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供）



栄交番だより

5月号



悪質商法の被害に遭わないために

高額な工事契約を交わす住宅設備修繕等の訪問販売など、悪質商法による被害が後を絶ちません。悪質な業者を見分けるポイントを把握し、対策をしましょう！

＜被害に遭わないためのポイント＞

- 相手の身分と用件をしっかり確認する。
- すぐ契約するように迫ってきても、その場で安易に契約をしない。
- あいまいな返事をせず、勇気を出してはっきりと断る。
- 1人で判断しないで、家族や知人、相談機関へ相談する。
- しつこい場合は110番をする。



管内事件簿(3月18日～4月18日まで)

- ・ 車上狙い 3件
- ・ 空き巣(未遂含む) 2件
- ・ 自転車盗 1件
- ・ 自動車盗 1件
- ・ 器物損壊 1件



お問い合わせ

- ・ 成田警察署
0476-27-0110
- ・ 栄交番
0476-95-0025



情報提供のお願い

住民の方々へ

平素より警察活動へのご理解、ご協力ありがとうございます。
令和7年3月13日、成田市青山の一般住宅にお住まいの方が被害に遭われた重要事件について捜査中です。

同事件の解決に向けて、住民の方々から情報をいただきたく、
どんなにささいなことでも構いませんので、

令和7年3月13日(木)

午後5時頃から午後8時頃までの間に

外出した、若しくは帰宅した際に

外に〇〇がいた、〇〇とすれ違った

(普段見かけない人、近所で見たことがない車など)

のご記憶があれば、当署までご連絡いただければと思います。

ご協力の程、よろしくお願い致します。

連絡先

千葉県成田市加良部3丁目5番地

千葉県成田警察署特別捜査班

0476-24-0110